

介護保険Q & A

Q 1 第2号被保険者（40～64歳）の介護保険料は？

A 1

①国民健康保険に加入している方

原則として、本人が1/2、国が1/2を負担

国民健康保険税と同様、世帯の所得、第2号被保険者によって世帯ごとに決定されます。

医療分と合わせて、国民健康保険税として世帯主が納めます。

②職場の健康保険に加入している方

原則として、本人が1/2、事業主が1/2を負担

加入している医療保険ごとの給与に対する介護保険料率によって決定されます。

医療分と合わせて、給与から差し引かれます。

※扶養者である第2号被保険者（妻など）は、個別に介護保険料を収める必要はありません。

Q 2 40歳以上の方で介護保険の対象とならない場合は？

A 2

①第2号被保険者（40～64歳）で、医療保険（健康保険や国民健康保険など）に加入していない方は介護保険の対象外となります。

②次の施設に入所している方は、すでに介護、治療、生活援助などの介護保険相当のサービスを受けているため、対象外となります。

◆介護保険適用除外施設

- ・重症心身障害児（者）施設 ・指定国立療養所の重度心身障害児（者）施設または進行性筋萎縮症児（者）病棟
- ・身体障害者福祉法に規定する福祉施設 ・ハンセン病療養所 ・救護施設
- ・労災特別介護施設

Q 3 他市町村に転出する場合の手続きは？

A 3

①他の市町村へ転出する場合は、被保険者証を返却いただき、新たに転出先の市町村で被保険者証が発行されますが、転出先が特別養護老人ホームなどの場合は、そのまま紋別市の介護保険被保険者となることがあります。詳しくは転出手続きの際にお知らせいたします。

②紋別市で受けた認定結果は、転出後の市町村でも有効です。

◆介護保険適用除外施設

転出時に、「介護保険受給資格者証明書」を発行しますので、必ず市役所介護保険課担当窓口から受け取ってください。

転出先の市町村へは、「介護保険受給資格者証」を添えて14日以内に手続きをしてください。

Q 4 他市町村でのサービスの利用は？

A 4

①サービスの種類により、他の市町村で利用できるサービスとできないサービスがあります。詳しくは、市役所介護保険担当窓口にご相談ください。

Q 5 介護サービス事業者への苦情・不満は？

A 5

- ①まず、利用しているサービス事業者または市役所介護保険課担当窓口にご相談ください。
- ②北海道国民健康保険連合会（代表 011-231-5161）に苦情の申し立てをすることができます。